

[資料1]

令和2年度及び令和3年度保険料率について

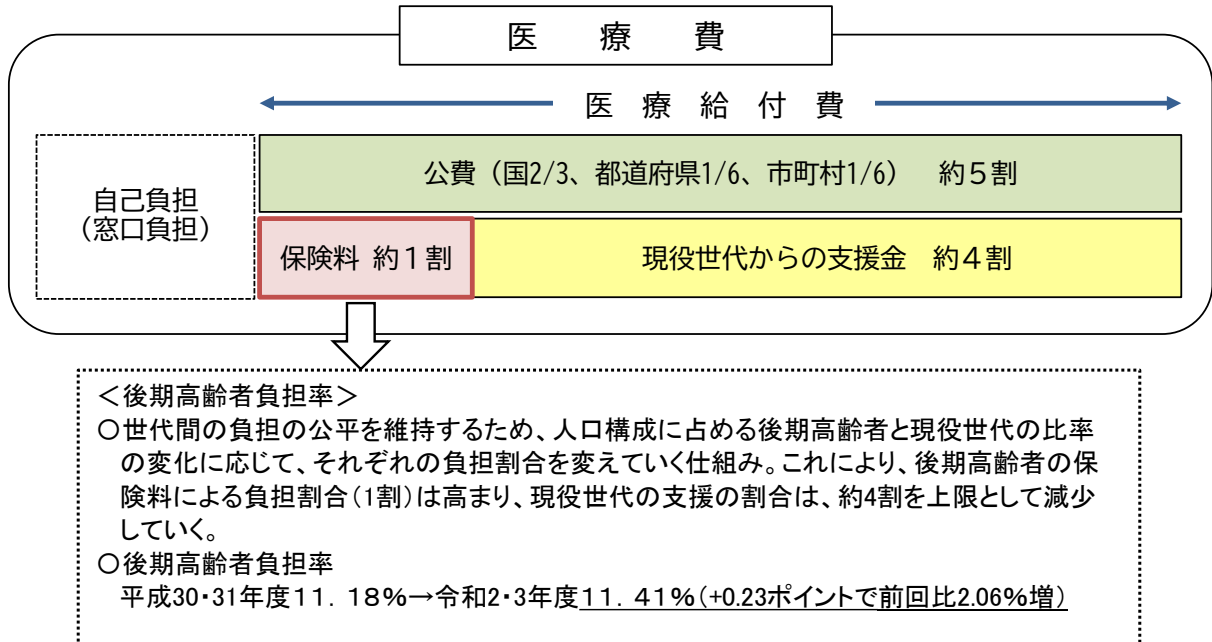


## 令和2・3年度の保険料率の算定について

### 1 後期高齢者医療の保険料のしくみ

#### (1) 保険料所要額

後期高齢者の医療費は、約1割の自己負担を除く医療給付費について、約5割を国・都道府県・市町村の公費、約4割を現役世代からの支援金、残りの約1割を被保険者の保険料で賄っている。このため、医療給付費の増減により、保険料所要額が増減し、これを確保するために保険料率を変更することとなる。



#### (2) 保険料率の改定

保険料率の改定は、診療報酬の改定に合わせて2年ごとに行うこととされているため、今年度中に令和2・3年度の保険料率を決定する。

### 2 令和2・3年度の保険料率の算定について

保険料は等しく賦課される均等割額と負担能力に応じた所得割額からなり、医療給付の見込額に相当する保険料総額を確保するため、被保険者の所得見込み額等により保険料率を算定する。

#### (1) 医療費の見込み

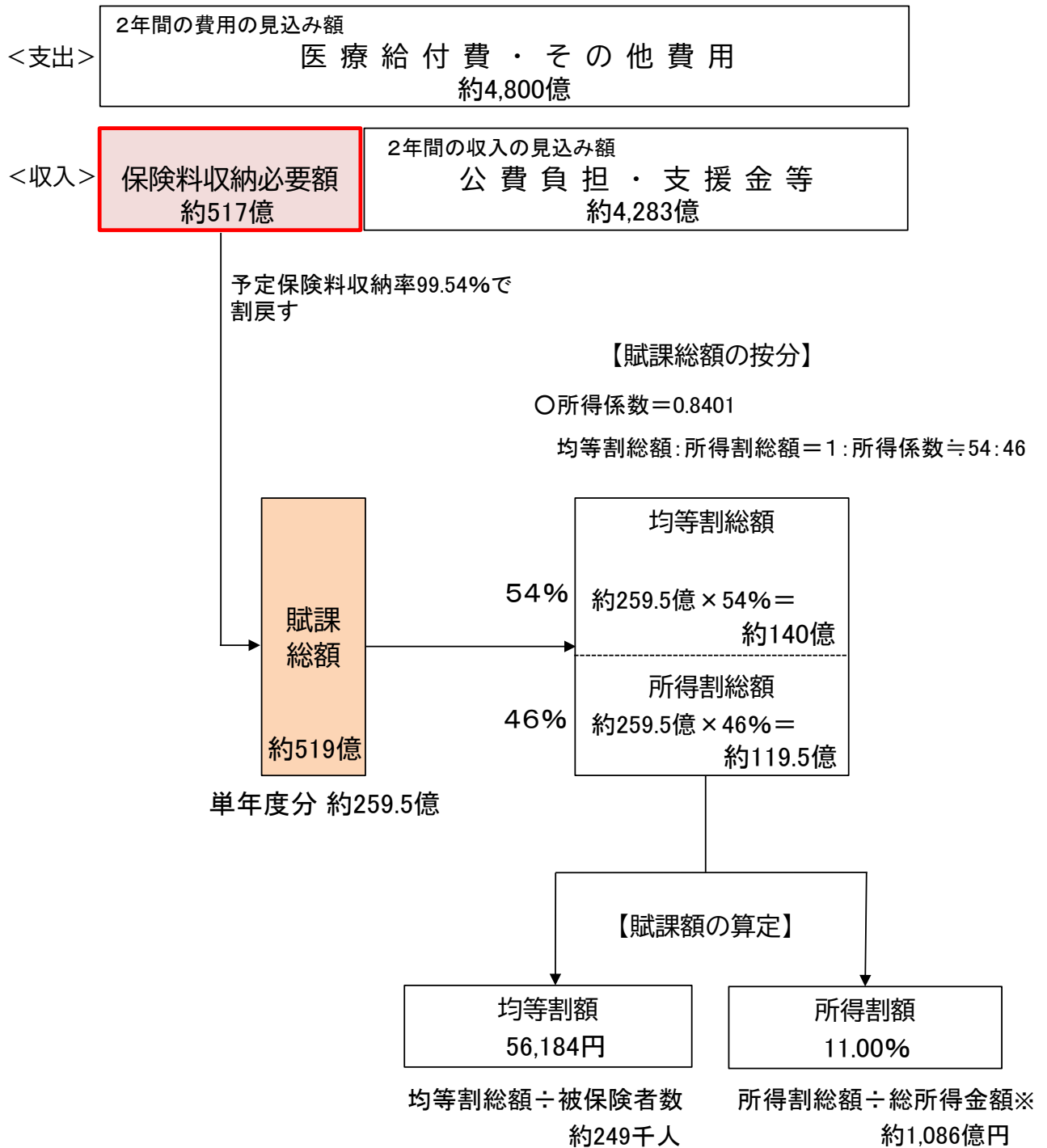
令和2・3年度における給付費及び保険料総額の算定に必要な医療費等の見込み額や、所得見込額は次のとおりである。

	平成30年度実績	令和元年度見込	令和2年度見込	令和3年度見込
被保険者数(人)	242,027	245,410	248,660	249,025
対前年度比		1.40%	1.32%	0.15%
医療費総額(百万円)	248,023	253,552	258,300	260,082
対前年度比		2.23%	1.87%	0.69%
医療給付費総額(百万円)	227,159	232,506	237,033	238,811
対前年度比		2.35%	1.95%	0.75%
所得額(百万円)	157,265	161,013	162,787	162,080
対前年度比		2.38%	1.10%	-0.43%

※診療報酬改定(本体・薬価・材料価格の合計) 令和元年度 △0.07%、令和2・3年度 0.1%を反映

(2)保険料収納必要額及び保険料率の試算

上記(1)の見込み額等を基に算出した保険料収納必要額は、約517億円であり、これを確保するために必要な保険料率は、保険料率の試算表のとおりとなる。



※総所得金額は限度額超過分を除く

保険料率の試算表

	所得割率	均等割額	1人当たり賦課額
令和2・3年度	11.00%	56,184円	80,996円
(参考)平成30・31年度実績見込み	10.28%	52,444円	72,067円

### 3 保険料率の抑制対策

保険料増加に対する対策としては、前回（平成30年度・令和元年度）の財政収支剰余金及び財政安定化基金の活用を行うことができることとされており、その額は次のとおりとなっている。

(1) 剰余金 12億円（平成30年度 約8億円、令和元年度 約4億円）

(2) 財政安定化基金 9億5千万円

計 21億5千万円

### 4 保険料率の改定案

上記3の21億5千万円の抑制対策を行い、令和2・3年度の保険料率は、所得割率を10.48%（前回は1.95%増）、均等割額を53,847円（前回は2.68%増）としたい。

この結果、1人当たり賦課額は77,627円で、現行より5,560円・7.72%の増額となるが、国の保険料軽減措置の見直しによる賦課額の増額3,293円（5の(2)参照）を除く、保険料率の改定に伴う実質的な1人当たり賦課額は2,267円・2.33%の増額となる。

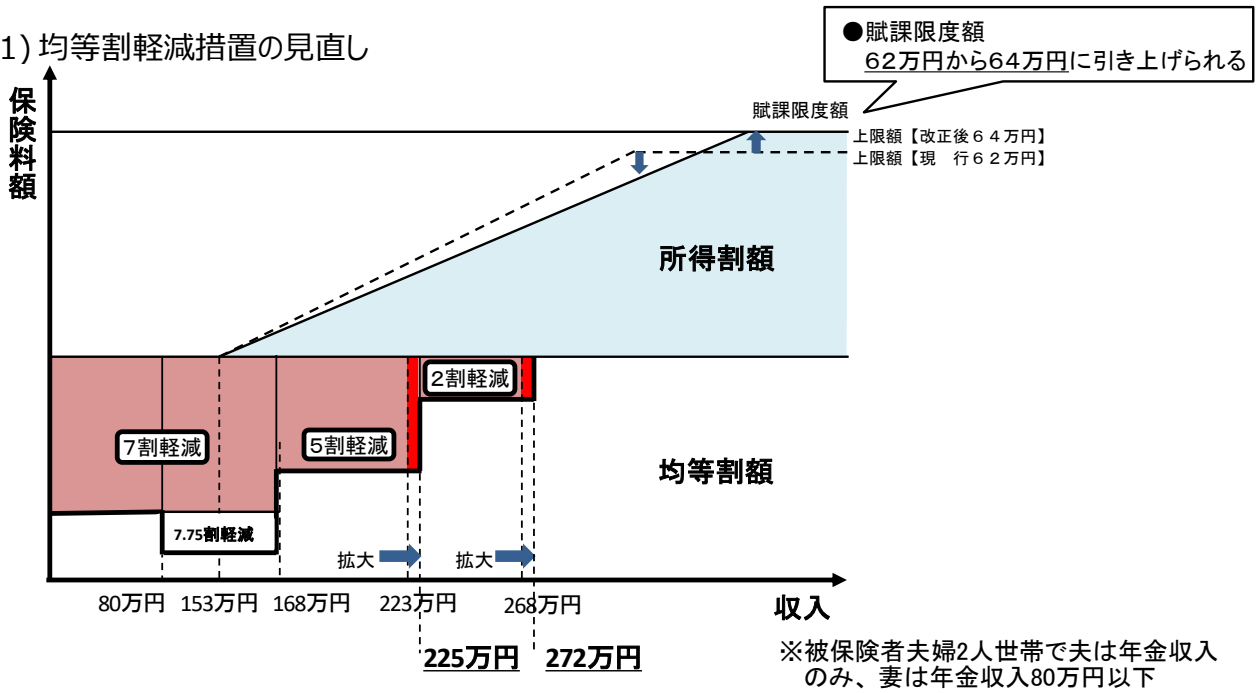
	所得割率	均等割額	1人当たり賦課額 (軽減前)	1人当たり賦課額 (軽減後)
令和2・3年度 剰余金なし+基金なし	11.00% (7.00%増)	56,184円 (7.13%増)	104,078円 (6.77%増)	80,996円 (12.39%増)
<b>改定(案)</b> 令和2・3年度(A) 剰余金12億+基金9.5億	10.48% (1.95%増)	53,847円 (2.68%増)	99,749円 (2.33%増)	77,627円 (7.72%増)
平成30・31年度実績 見込み(B)	10.28%	52,444円	97,482円	72,067円
増減 (A)-(B)	—	—	2,267円	5,560円
増減率	—	—	2.33%	7.72%

※( )内は平成30・31年度実績からの増減率

## 5 均等割軽減措置等の影響

保険料の算定については、国の制度により各年度毎に、所得金額等に応じた軽減措置が取られており、その軽減措置の影響額を試算する。

### (1) 均等割軽減措置の見直し



	軽減割合		対象者の所得要件 (世帯主と世帯の被保険者の前年所得の合計)
	元年度	2年度	
低所得者の軽減	<b>8.5割</b>	<b>7.75割</b> ※	33万円以下
	<b>8割</b>	<b>7割</b>	うち、被保険全員が年金収入80万円以下 (その他所得がない)
	5割		(現行) 330,000円+ (280,000円×被保険者数) 以下 (改正後) 330,000円+ (285,000円×被保険者数) 以下
	2割		(現行) 330,000円+ (510,000円×被保険者数) 以下 (改正後) 330,000円+ (520,000円×被保険者数) 以下
元被扶養者の軽減	5割 (資格取得後2年を経過する月までの間に限る)		

※令和3年度は7.75割軽減から7割軽減に変わる。

#### ・均等割軽減特例措置の見直し（8.5割及び8割軽減）

これまで低所得者に配慮して据え置かれていたが、介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給とあわせて令和元年度より段階的に見直されている。

#### ・均等割軽減措置の見直し（5割軽減・2割軽減）

保険料軽減の対象世帯を拡大するため、均等割軽減基準額の条件が変更される。

(2) 均等割軽減措置の影響

上記(1)の軽減措置の試算額は次のとおり。

国の保険料軽減見直しの結果、1人当たり賦課額は、3,293円の増額となる。

	1人当たり金額		
	H30・31年度(A)	令和2・3年度(B)	差引(A)-(B) (影響額)
均等割軽減特例措置	10,046円	4,928円	5,118円
均等割軽減措置	15,052円	17,152円	△ 2,100円
元被扶養者に係る軽減措置	317円	42円	275円
合計	25,415円	22,122円	3,293円

### 年金収入別保険料額の比較表

○被保険者夫婦2人世帯で、夫は年金収入のみ、妻は年金収入80万円以下の場合

年金収入額	令和2年度 (所得割率10.48% 均等割額53,847円)				令和元年度 (所得割率10.28% 均等割額52,444円)				増減額 (B) - (D)		増減率 (%)
	賦課のもととなる 所得金額	所得割額	均等割額 (A)	年間保険料額 (B)	軽減区分	年間保険料額 (D)	均等割額 (C)	軽減区分	均等割軽減特例見直しによる増減額	保険料率改定 による増減額	
0	0	0	16,154	16,154	7割軽減	0	10,488	10,488	5,666	5,385	54.02
100,000	0	0	16,154	16,154	7割軽減	0	10,488	10,488	5,666	5,385	54.02
500,000	0	0	16,154	16,154	7割軽減	0	10,488	10,488	5,666	5,385	54.02
800,000	0	0	16,154	16,154	7割軽減	0	10,488	10,488	5,666	5,385	54.02
1,000,000	0	0	12,115	12,115	7.75割軽減	0	7,866	7,866	4,249	4,038	54.02
1,200,000	0	0	12,115	12,115	7.75割軽減	0	7,866	7,866	4,249	4,038	54.02
1,530,000	0	0	12,115	12,115	7.75割軽減	0	7,866	7,866	4,249	4,038	54.02
1,800,000	150,000	15,720	12,115	27,835	7.75割軽減	15,420	7,866	23,286	4,549	4,038	19.54
2,000,000	270,000	28,296	26,923	55,219	5割軽減	27,756	26,222	53,978	1,241	2,30	2.30
2,200,000	470,000	49,256	26,923	76,179	5割軽減	48,316	26,222	74,538	1,641	2,20	2.20
2,210,000	680,000	71,264	26,923	98,187	5割軽減	69,904	26,222	96,126	2,061	2,14	2.14
2,240,000	710,000	74,408	26,923	101,331	5割軽減	72,988	26,222	99,210	2,121	2,14	2.14
2,250,000	720,000	75,456	26,923	102,379	5割軽減	74,016	41,955	115,971	△ 13,592	△ 11.72	△ 11.72
2,500,000	970,000	101,656	43,077	144,733	2割軽減	99,716	41,955	141,671	3,062	2.16	2.16
2,640,000	1,110,000	116,328	43,077	159,405	2割軽減	114,108	41,955	156,063	3,342	2.14	2.14
2,700,000	1,170,000	122,616	43,077	165,693	2割軽減	120,276	41,955	162,231	3,462	2.13	2.13
2,720,000	1,190,000	124,712	43,077	167,789	2割軽減	122,332	52,444	174,776	△ 6,987	△ 4.00	△ 4.00
3,000,000	1,470,000	154,056	53,847	207,903	軽減なし	151,116	52,444	203,560	4,343	2.13	2.13
3,300,000	1,770,000	185,496	53,847	239,343	軽減なし	181,956	52,444	234,400	4,943	2.11	2.11
4,000,000	2,295,000	240,516	53,847	294,363	軽減なし	235,926	52,444	288,370	5,993	2.08	2.08
4,100,000	2,370,000	248,376	53,847	302,223	軽減なし	243,636	52,444	296,080	6,143	2.07	2.07
5,000,000	3,135,000	328,548	53,847	382,395	軽減なし	322,278	52,444	374,722	7,673	2.05	2.05
6,000,000	3,985,000	417,628	53,847	471,475	軽減なし	409,658	52,444	462,102	9,373	2.03	2.03
7,000,000	4,835,000	506,708	53,847	560,555	軽減なし	497,038	52,444	549,482	11,073	2.02	2.02
7,300,000	5,090,000	533,432	53,847	587,279	軽減なし	523,252	52,444	575,696	11,583	2.01	2.01
7,700,000	5,430,000	569,064	53,847	622,911	軽減なし	558,204	52,444	610,648	12,263	2.01	2.01
8,000,000	5,715,000	598,932	53,847	640,000	軽減なし	587,502	52,444	620,000	20,000	3.23	3.23
8,500,000	6,190,000	648,712	53,847	640,000	軽減なし	636,332	52,444	620,000	20,000	3.23	3.23
9,000,000	6,665,000	698,492	53,847	640,000	軽減なし	685,162	52,444	620,000	20,000	3.23	3.23
10,000,000	7,615,000	798,052	53,847	640,000	軽減なし	782,822	52,444	620,000	20,000	3.23	3.23

(単位:円)

※賦課のもととなる所得金額 = 総所得金額等 - 基礎控除33万円